

科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）に
応募される研究者 各位

学術研究支援部三田担当

2024（令和6）年度科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）において募集の通知がありました。申請を希望する方は、応募資格の確認、科研費研究者名簿への登録（ID・PWの発行）が必ず必要ですので、学術研究支援部三田担当にお申し出ください。事前に、この手続きを完了しないと応募資格は認められません。

1. 「電子申請システム」ID・パスワード発行依頼 締切：2024年4月9日（火）

提出先：kaken-mita@adst.keio.ac.jp（学術研究支援三田担当）へメール添付で提出

2. 研究計画調書提出 締切：2024年4月18日（木）

提出先：科研費電子申請システム <https://www.shinsei.jsp.go.jp/kaken/>で提出

1. 公募の概要について（詳細は公募要領をご確認ください。）

(1) 応募資格

A)

- ・令和5(2023)年9月20日以降に、研究機関に研究者として初めて採用された者、民間企業や外国から研究機関の研究者として採用された者
- ・研究機関の教育専門職等として従事していたため、科研費の応募資格を満たしていなかったが、令和5(2023)年9月20日以降に研究職に雇用換えし、科研費の応募資格を得た者
- ・過去に科研費の応募資格を有していたことがあるが、その後、外国の研究機関に所属していた等の理由で科研費の応募資格を喪失しており、令和5(2023)年9月20日以降に再び科研費の応募資格を得た者

B) 令和5(2023)年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していたため、令和5(2023)年4月及び7月に公募が行われた科学研究費助成事業に応募できなかった者

※なお、この場合に、令和5(2023)年4月及び7月に公募が行われた科学研究費助成事業の公募期間中に当該休暇等を取得していたかどうかは問いません。

(2) 研究対象

研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後の休暇を終え、若しくは未就学児を養育していた研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

(3) 応募総額

300万円以下（単年度当たり150万円以下）

(4) 研究期間

1～2年間

2. 電子申請システムについて

科学研究費助成事業の申請は、電子申請システムを利用して、応募書類の一部を作成します。応募される研究代表者は電子申請のためにID・パスワードが必要となります。別紙、「科学研究費助成事業 応募申込用紙 兼「電子申請システム」ID・パスワード発行依頼」をご提出ください。

3. 注意点

- ・重複応募の取扱いについては、公募要領（P.27）に記載されていますので、必ずご確認ください。

- ・研究計画調書は「Web 入力項目」と「添付ファイル項目」で構成されます。
 Web 入力項目:「研究課題情報」「研究経費とその必要性」「研究費の応募・受入等の状況」
 ※研究代表者氏名、年齢、部局、職名等は所属研究機関からの事前登録情報のため自動表示されますので内容の確認をしてください。
 添付ファイル項目:「研究目的、研究方法など」「応募者の研究遂行能力及び研究環境」「人権の保護及び法令等の遵守への対応」
- ・添付ファイル項目の様式は、「ID・パスワード」発行前でも以下のウェブサイトから取得できます。

※日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究活動スタート支援 公募要領ダウンロードページ

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html

※研究者向け操作手引（詳細版）第 6.5 版

<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/manual1ka.pdf>

〔お問合せ先〕 学術研究支援部三田担当 (E-mail: kaken-mita@adst.keio.ac.jp)

研究者及び研究機関に係る要件（慶應義塾ガイドラインより抜粋）

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 ※ 慶應義塾における「所属する者」とは、本塾人事諸規程にのっとり発令された者とする。ただし、医学部助教（無給）、医学部共同研究員等として発令されている場合および慶應義塾で受入れている日本学術振興会特別研究員（PD・RPD・CPD）は応募資格を認める対象とする。
 ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
 ※ 非常勤講師で「教育職」として雇用される者は、原則として除く。しかし、現在非常勤教育職であっても、実際に慶應義塾での研究活動に従事している場合は申請の対象とする。
 ※ 慶應義塾で受け入れている日本学術振興会特別研究員（PD・RPD・CPD）を含む。
 ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。
- ③ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）
 ※ 正規学生として大学院等に学籍を有する者は、慶應義塾において常勤として研究活動を行うことを本務とする職に就いていない限り、原則として応募資格を認めない。

[応募資格が認められる例]

- ・大学教員が、自分の専門分野の幅を広げるために大学院に通っている。
- ・大学教員が、生涯学習のために放送大学に入学し語学の講義を受けている。
- ※ 慶應義塾で受け入れている日本学術振興会特別研究員（DC）は、特別研究員奨励費および国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）を除き研究代表者としての科研費の応募資格は認められないが、研究分担者として応募資格を認める。ただし、日本学術振興会特別研究員（DC）は博士課程の学位取得を目指す立場にあるため、科研費での研究遂行上の責任が過大にならないよう受入研究者又は当該研究課題の研究代表者は十分に留意すること。

<研究機関に係る要件>

- ④ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
 ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。
- ⑤ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。